

芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画（中間時点） 未達項目について

資料8-2

番号	取り組み	所管課	方向性 (32年度末目標)	平成30年度末現在の状況		平成31年度末現在の状況
	内容			左記の取り組み・内容の進捗状況	未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況
52	医療型短期入所の実施	障害福祉課 (市立芦屋病院)	新規	同サービスの対象となる者（児）の親等に、サービス利用の実態や希望等についてヒアリングを実施。	現状における市民ニーズの精査や、地域におけるサービスの最適化について関係部署との調整を引き続き行う必要があるため。	市民ニーズの精査を元に、地域におけるサービスの最適化について関係部署との調整を行い、当該障がい者にとってより安心できる環境を構築する。
	市立芦屋病院において、医療的ケアが必要な障がいのある人に対して医療型短期入所サービスを実施します。					
71	教育施設の点検・整備	教育委員会 管理課	継続	○バリアフリーについて、小中学校では完了。 ○幼稚園では大規模改修等に合わせ、エレベーターや多目的トイレの設置を進めている。 ○構造体及び大規模空間における非構造部材の耐震化については、すべての学校園施設において完了。	幼稚園（精道・小槌・西山、朝日ヶ丘）では、エレベーターや多目的トイレが未設置であるため。	大規模改修等の全体計画に基づき、予算の範囲内でエレベーター等を整備。
	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー及び耐震化を進めます。					
91	企業啓発活動の推進	障害福祉課 地域経済振興課	充実	○阪神南圏域障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、障がい者等の状況等の説明を行った。 ○芦屋健康福祉事務所と連携し、阪神地域障がい者就労促進大会の運営に携わった。 ○新たに「障がい児者福祉事業所連絡会」立ち上げ、市内事業所間の連携を図り、今後は就労支援者連絡会は開催していきたい。 ○労働相談にて障害年金受給相談。経営者、労働者双方に対し、アンケート調査を通じて制度周知を行った。	就労支援者連絡会が開催できていないため。	就労支援者連絡会を開催し、芦屋市商工会とも連携を図っていく。
	阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議や雇用対策労・使・行政三者会議、市内の障がい者就労に関する就労支援者会議を通じての意見交換やハローワーク西宮と連携し、本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がい者の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。					
98	授産品販売コーナーの設置	障害福祉課	継続	○市役所及び保健福祉センター等において定期的に授産品の販売コーナーを設置している。 ○契約検査課と連携し、庁内において市内事業所の業務内容の周知を図り、優先発注等の増加を促進した。	市役所等で授産品を販売している事業所が一部に限られているため。	障がい児者福祉事業所連絡会において、市役所等における授産品販売事業所を増やすための声かけを実施する。
	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内事業所の仕事内容を庁内へ周知を図り、優先発注等の増加を促進します。					
99	チャレンジド雇用の実施	障害福祉課人事課	充実	○平成30年度は2名のチャレンジド雇用を実施した。 ○実施に当たっては、庁内掲示板においてチャレンジド雇用の仕事を募集し、障がいに対する理解促進を図った。	チャレンジド雇用を希望する人がいなかったため、通年で雇用することができなかった。	現在チャレンジド雇用の受け入れは障害福祉課のみで実施しているが、他課においても受け入れてもらえるよう周知を図る。
	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいに対する理解促進を図ります。					
119	ノンステップバス等導入の補助	地域福祉課	継続	未実施	事業者からの申請がなかったため。	
	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。					

芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画（中間時点） 未達項目について

資料8-2

番号	取り組み	所管課	方向性 (32年度末目標)	平成30年度末現在の状況		平成31年度末現在の状況
	内容			左記の取り組み・内容の進捗状況	未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況
126	自主防災組織の確立	防災安全課	継続	<p>○地域における自主防災訓練や出前講座、防災講習会等に積極的に支援を行い、自主防災会の普及を促進し、併せて地域防災活動の充実を図った。</p> <p>○自主防災会未結成の地域を含め、平常時及び災害時の防災に関するルールづくりを促進するため、各自治会等に対して説明会を実施した。</p>		<p>自主防災会の普及率向上を図りつつ、市民一人ひとりの防災意識の維持向上に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
	<p>災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。</p>					
129	緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	障害福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	充実	<p>○民生委員・児童委員に更新した要配慮者名簿を渡し、緊急・災害時要援護者台帳登録希望者を訪問し、新規受付や、登録情報の更新を随時行っている。</p> <p>○、実際の発災時に具体的で確実な避難を実現できるため、課題の共有や現状確認を随時行い、関係機関同士の連携を深めた。</p> <p>○災害時要配慮者名簿について、支援者である自治会や自主防災会への説明会を個別に実施し、名簿の受領促進を図った。</p> <p>【平成30年度実績（見込み）】 要援護者台帳登録者数 507名</p>		<p>要支援者への啓発を図るとともに、名簿の未受領団体へ引き続き説明が必要。</p>
	<p>○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図っていきます。</p> <p>○自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時から地域における支援体制を構築していきます。</p>					